

枚 数	表紙共 5 枚
設計年月	令和6年11月

入札番号：41

令和6年度

神通川左岸浄化センター塩害フィルタ取替業務委託 参考数量調書

(公財) 富山県下水道公社  
施設管理課

## 総括表

業務委託価格	円
消費税相当額	円
設計額	円

履行場所	射水市海竜町 地内
履行内容	神通川左岸浄化センター各棟に設置されている 換気設備給気系統の塩害フィルタを取替えるもの

委託費内訳表

費目	業種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
業務委託価格								
	換気設備							
		直接業務費						
			管理ポンプ棟 塩害フィルタ取替	1.0	式			第1号明細書
			汚泥濃縮棟 塩害フィルタ取替	1.0	式			第2号明細書
			汚泥処理棟 塩害フィルタ取替	1.0	式			第3号明細書
			既設フィルタ処分費	1.0	式			第4号明細書
			直接物品費 (率)	1.0	式			
			計					
		業務管理費						
			業務管理費 (率)	1.0	式			
			計					
	業務原価							
	一般管理費							
		一般管理費		1.0	式			
業務委託価格								

【第1号明細書】

名称 管理ポンプ棟 塩害フィルタ取替

1式 当たり

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
メインフィルタ	Aタイプ 610×610×290	54.0	ヶ			
メインフィルタ	Cタイプ 305×610×290	1.0	ヶ			
保全技師補			人			
保全技術員			人			
合計						

【第2号明細書】

名称 汚泥濃縮棟 塩害フィルタ取替

1式 当たり

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
メインフィルタ	Cタイプ 305×610×290	1.0	ヶ			
保全技師補			人			
保全技術員			人			
合計						

【 第 3 号 明 細 書 】

名 称 汚泥処理棟 塩害フィルタ取替

1 式 当たり

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
メインフィルタ	Aタイプ 610×610×290	21.0	ヶ			
保全技師補			人			
保全技術員			人			
合 計						

【 第 4 号 明 細 書 】

名 称 既設フィルタ処分費

1 式 当たり

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
管理ポンプ棟		1.0	式			
汚泥濃縮棟		1.0	式			
汚泥処理棟		1.0	式			
合 計						

# 神通川左岸浄化センター塩害フィルタ取替業務委託 仕様書

## 1. 目的

本業務は、神通川左岸浄化センター各棟に設置されている換気設備給気系統塩害フィルタ（メインフィルタ）の取替えを行うものである。

## 2. 業務内容

### (1) 塩害フィルタ（メインフィルタ）の取替

新規購入した塩害フィルタを既設品と取り替える。但し、新規購入品については、表-1と同等以上の品質を満たすものとする。

表-1 塩害フィルタ規格

項目	600用 (Aタイプ)	600用 (Bタイプ)	300用 (Cタイプ)
既設形式 (参考)	VX-95M-56F	VMX-95M-56F	VX-95M-28V
形状	610×610×290	610×610×65	305×610×290
定格風量	56 m <sup>3</sup> /min	56 m <sup>3</sup> /min	28 m <sup>3</sup> /min
最終圧力損失	300 Pa	294 Pa	300 Pa
捕集効率	90 %以上	90 %以上	90 %以上
(参考) 既設フィルタ製造メーカー : 日本バイリーン(株)			

## 3. 対象設備

対象設備及び塩害フィルタ取替の数量は、(別紙) 塩害フィルタ数量表のとおりとする。

## 4. 提出書類

業務の着手及び完了時には、以下の書類を提出するものとする。

### 1) 着手時に提出するもの

- (1) 業務予定表 (様式第 17 - 1 号)
- (2) 管理技術者等届 (様式第 18 - 1 号)
- (3) 業務計画書 (業務実施工定表、業務執行体制及び連絡体制等)

### 2) 完了時に提出するもの

- (1) 業務委託完了届 (様式第 20 - 1 号)
- (2) 報告書 (作業写真等を含む調査報告書)
- (3) その他調査職員が必要と認めるもの

## 5. 暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置

受注者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、再委託業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、再委託業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

## 6. 個人情報の保護

受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 7. その他

- (1) 業務は業務計画書に従い、事前に調査職員の承諾を得てから実施するものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項等について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

## ●塩害フィルタ数量表（今回対象）

項 目		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
管理ポンプ棟		54		1
送風機棟				
水処理棟	1/14～11/14系			
砂ろ過塩素滅菌棟				
汚泥濃縮棟				1
汚泥処理棟		21		
放流ポンプ棟				
1号汚泥溶融炉棟				
2号汚泥溶融炉棟				
合 計		75	0	2

## ●給気設備フィルタ設置数（参考）

設置場所	内 訳	設置組数 (個)	プレフィルタ (個)	塩害フィルタ (メインフィルタ) (個)	タイプ
管理ポンプ棟	屋上	6	6	6	Aタイプ
	屋上エレベータ室	1	1	1	Cタイプ
	2階	3	3	3	Aタイプ
	地下2階	45	45	45	Aタイプ
送風機棟	2階	11	11	11	Aタイプ
		2	2	2	Cタイプ
水処理棟	1/14～4/14系	6	6	6	Aタイプ
	5/14～8/14系	8	8	8	Aタイプ
	9/14～10/14系	12	12	12	Aタイプ
砂ろ過塩素滅菌棟	1階	2	2	2	Aタイプ
汚泥濃縮棟	1階	1	1	1	Cタイプ
汚泥処理棟	3階	21	21	21	Aタイプ
放流ポンプ棟	2階	8	8	8	Aタイプ
		6	6	6	Cタイプ
1号汚泥溶融炉棟	2階給気用機械室	9	9	9	Aタイプ
	3階E V機械室	1	1	1	Aタイプ
2号汚泥溶融炉棟	2階給気用機械室	20	20	20	Bタイプ
小 計 1 (Aタイプ)		132	132	132	
小 計 2 (Bタイプ)		20	20	20	
小 計 3 (Cタイプ)		10	10	10	
合 計		162	162	162	

## 個人情報取扱特記事項

### 第1 基本的事項

乙は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第2条第5項に規定する仮名加工情報、法第2条第6項に規定する匿名加工情報、法第73条第3項に規定する削除情報等、法第109条第4項に規定する削除情報及び法第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

### 第2 取得の制限

乙は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

### 第3 個人情報等に関する秘密の保持

乙は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### 第4 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### 第5 安全確保の措置

乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 第6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### 第7 再委託

- 1 乙は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に甲の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

#### 第8 従事者への周知及び監督

- 1 乙は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### 第9 複写又は複製の禁止

乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

#### 第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### 第11 取扱状況の報告及び調査

甲は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

#### 第12 指示

甲は、乙が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はその指示に従わなければならない。

#### 第13 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

#### 第14 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由

による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

#### 第15 名称等の公表

甲は、乙がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

(注) 「甲」は発注者である公益財団法人富山県下水道公社を、「乙」は受注者をいう。